

## チョイソコかりんちゃん バス停設置・撤去基準（案）

令和 7 年 9 月 5 日

## ～バス停設置～

## 【1. バス停設置検討基準】

- ①公共交通維持・確保の観点により必要と市が認めた場所
- ②住宅が周辺にある・バスの利用需要がある場所
- ③地元区から要望書の提出があった場所（個人からの要望は不可）

## 【2. バス停設置場所基準】

以下に掲げるすべてに該当する場所

- ①既存バス停から半径 300 メートル圏外に範囲が広がる場所。ただし、坂道が多い地区においてはこの限りではない。
- ②道路交通法第 44 条第 1 項「停車及び駐車を禁止する場所」に違反しない場所
  - ・交差点、横断歩道から 5 メートル以上の場所
  - ・見通しの良い場所（カーブ途中でない場所、坂の途中でない場所等）
  - ・停車地点の勾配率が 10%未満（角度 6 度未満）の場所
- ③道路の幅員が通行車両（10 人乗り）ですれ違い可能な広さがある場所
- ④後退が不要で運行できる場所
- ⑤以下の関係者により承諾された場所
  - ・地元関係者（区長、近隣住民、市議会議員等）
  - ・土地所有者（個人、店舗、事業所、県、市等）
  - ・地元警察署交通部署
  - ・運行事業者、運営事業者

## 【3. バス停新設の決定】

- ①諏訪市地域公共交通会議・諏訪市地域公共交通活性化協議会（以下、会議・協議会という）に諮り最終決定

## ～バス停撤去～

### 【４．バス停撤去基準】

- ①最寄りバス停として登録した利用者が０人であり、かつ年間（Ｒ８．４．１～）での乗降利用回数が０～８回のバス停
- ②上記のバス停であって、バス停の空白地（バス停から 300 メートル圏外）が新たに生じるバス停、または路線バスと併用しているバス停は除く

### 【５．バス停撤去手順】

- ①上記４に該当するバス停は年間利用集計後、更に半年間の周知期間を設け、この間に利用促進に努めることを地元関係者と協議
- ②運行事業者、運営事業者、市での協議

### 【６．バス停撤去の決定】

- ①会議・協議会に諮り最終決定